

協議第 1 2 号

特別職の身分の取扱い（協定項目 1 0 ）について

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	10 特別職の身分の取扱い	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令等の定めるところによる。</p> <p>2. 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。</p> <p>3. 附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等については、新町に設置の必要があるものについては、合併時まで調整を図る。</p>				
項目	現 況			調整内容	
1. 特別職等(4役)の給料・報酬・手当	<p style="text-align: center;">東 村</p> <p>給料・報酬 村長 月額684千円 助役 月額562千円 収入役 月額537千円 教育長 月額525千円 期末手当 平成16年度より 6月 2.1月分 12月 2.25月分 費用弁償 条例規則による。 通勤手当 4役は、村職員に準ずる。</p>	<p style="text-align: center;">吾 妻 町</p> <p>給料・報酬 町長 月額758千円 助役 月額618千円 収入役 月額582千円 教育長 月額572千円 期末手当 平成16年度より 6月 2.1月分 12月 2.3月分 費用弁償 条例規則による。 通勤手当 4役は、町職員に準ずる。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】 給料、報酬については、類似団体等の状況を参考とする。 期末手当、通勤手当については、一般職員と同じとする。</p>		
2. 各種委員の報酬	<p>教育委員</p> <p>委員長 年額 248,000円 職務代理者 年額 212,000円 委員 年額 199,000円</p>	<p>教育委員</p> <p>委員長 年額 330,000円 委員 年額 245,000円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 報酬の額が統一されていないため、合併時に調整、報酬審議会にかける。</p>		

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>選挙管理委員会 年額 委員長 43,000円 年額 委員 34,000円 日額(補充員) 国の基準による</p>	<p>選挙管理委員会 年額 委員長 90,000円 年額 委員 70,000円 日額(補充員) 7,700円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編 【具体的な調整方針案】 報酬について報酬審議会に諮問し条例等で定める。 【調整方針の理由】 関係法令に基づき調整する</p>
	<p>監査委員 識見委員 年額 165,000円 議選委員 年額 132,000円 (165,000円×0.8)</p>	<p>監査委員 [報酬] 識見委員 年額 255,000円 議選委員 年額 識見委員の8割</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する 【具体的な調整方針案】 吾妻町の現行額と同額とする。ただし、議選委員については、識見委員の8割とする</p>
	<p>公平委員会 委員報酬 年額 8,500円</p>	<p>公平委員会 日額 委員長 9,200円 委 員 8,500円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する 【具体的な調整方針案】 他の委員報酬との整合性を図りながら、適切な報酬額となるよう調整する</p>
	<p>固定資産評価審査委員会 年額 8,500円</p>	<p>固定資産評価審査委員会 日額 7,700円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する 【具体的な調整方針案】 報酬は報酬審議会に委任する 【調整方針の理由】 地方税法及び固定資産評価審査委員会条例と規則に定められており、新町になっても同様とする。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	農業委員会 会 長 248,000円 (年 額) 会長代理 212,000円 (") 委 員 199,000円 (")	農業委員会 会 長 330,000円 (年 額) 会長代理 269,000円 (") 委 員 245,000円 (")	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 報酬の単価を統一する必要があるため、新町において再編する。 【調整方針の理由】 農業委員会等に関する法律・非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定めており、統一する必要がある。
3 . 非常勤特別職の報酬額の状況	選挙長 国・県の基準 開票管理者 国・県の基準 投票管理者 国・県の基準 選挙立会人 国・県の基準 開票立会人 国・県の基準 ----- 区長 年額 217,000円 区長代理 年額 134,000円 伍長 年額 24,000円 ----- 交通指導員隊員 年額 127,000円 出場1回 1,500円 ----- 特別職等報酬審議会委員 日額 8,200円 総合計画審議会委員 日額 8,200円 自治法第207条出頭員 日額 8,200円 統計調査員 年額 13,200円 ----- ----- -----	選挙長 国・県の基準 開票管理者 国・県の基準 投票管理者 国・県の基準 選挙立会人 国・県の基準 開票立会人 国・県の基準 ----- 区長会長 年額 61,000円 区長 1世帯 1,084円 班長 1世帯 894円 ----- 交通指導員隊員 年額 103,000円 出場1回(通常)2,200円(緊急)4,000円 ----- 特別職等報酬審議会委員 日額 7,700円 総合計画審議会委員 日額 7,700円 自治法第207条出頭員 日額 7,700円 統計調査員 年額 13,200円 ----- 情報公開審査会委員 日額 7,700円 個人情報保護審査会委員 日額 7,700円 情報公開制度運営委員 日額 7,700円 ----- 衛生班長(委員) 1世帯 163円 衛生係 1世帯 226円	【調整の区分】 附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等については、新町に設置の必要があるものについては、合併時まで調整を図る。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	国民健康保険運営協議会会長 年額24,000円 国民健康保険運営協議会委員 年額20,500円	国民健康保険運営協議会会長 年額31,200円 国民健康保険運営協議会委員 年額28,200円 介護保険運営審議会委員 日額 7,700円	
	民生委員推薦会委員 日額 8,200円 保育所嘱託医 年額 28,000円 保育所嘱託歯科医師 年額 24,000円 保育園長 月額 130,000円	民生委員推薦会委員 日額 7,700円 保育所嘱託医 年額 23,000円 保育所嘱託歯科医師 年額 23,000円	
	環境連絡委員長 年額 18,000円 環境連絡副委員長 年額 14,000円 環境連絡委員 年額 11,000円		
	母子保健推進委員 年額 10,000円	母子保健推進委員 年額 9,900円 保健福祉指導員 日額 8,000円	
	小口資金融資審査会委員 日額 8,200円 中小企業設備資金融資等審査委員会委員長 及び委員 日額 8,200円 温泉事業運営審議会会長及び委員 日額 8,200円 ふれあいの家運営審議会会長及び委員 日額 8,200円 東村廃棄物投棄管理審議会委員 日額 8,200円	小口資金融資審査会委員 日額 7,700円	
		農業近代化資金貸付審査会委員 日額 7,700円 農業振興地域整備促進協議会委員 日額 7,700円 工業設置対策委員会委員 日額 7,700円 労働環境整備計画審査委員会委員 日額 7,700円 商工労働委員会委員 日額 7,700円	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		都市計画審議会委員 日額 7,700円 水道事業・下水道事業運営審議会委員 日額 7,700円	
学校医	年額 小学 69,000円 中学 43,000円 歯科 36,000円	学校医 年額 児童・生徒1人当たり340円 地区内 8,200円加算 地区外 13,600円加算	
学校薬剤師	年額 小学 22,000円 中学 22,000円 幼稚園 15,500円	学校薬剤師 年額 9,200円	
幼稚園医	年額 28,000円(内科) 年額 24,000円(歯科)	幼稚園医 年額 23,000円	
社会教育指導員	月額 93,000円	社会教育委員 日額 7,700円	
公民館長	年額 38,000円	公民館長 月額 130,000円	
〃 分館長	年額 160,000円		
〃 副分館長	年額 103,000円		
〃 会計	年額 37,000円		
〃 主事	年額 84,000円		
〃 書記	年額 37,000円		
公民館運営審議会委員	日額 8,200円	公民館運営審議会委員 日額 7,700円	
文化財専門(調査)委員	年額 13,500円	文化財専門(調査)委員 日額 7,700円	
体育委員長	年額 41,000円		
体育指導委員	年額 25,000円	体育指導委員 日額 7,700円	
スポーツ振興審議会委員	日額 8,200円	スポーツ振興審議会委員 日額 7,700円	
幼稚園長	月額 130,000円	幼稚園長 月額 100,000円	
		育英審議会委員 日額 7,700円	
		学校統合問題審議会委員 日額 7,700円	
		教育相談員 月額 110,000円	
		生涯学習指導員 月額 110,000円	

資料 特別職の職員の身分の取扱いに関する法令 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律261号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職